

西宮市職員の懲戒処分に関する指針

第1 趣旨

職員の処分を厳正かつ公正に行うため、任命権者が処分の量定を決定するに当たっての指針とするとともに、不祥事の再発防止を図ることを目的として定める。

第2 定義

この指針における処分とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号。）第29条第1項に基づく懲戒処分としての免職、停職、減給及び戒告をいう。

第3 基本事項

任命権者が職員の処分を行うに際しては、次の基本事項並びに第4に掲げる標準例を総合的に勘案して処分の量定を決定する。

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の度合い
- (3) 当該職員の職務上の地位
- (4) 他の職員及び社会に与える影響
- (5) 過去の非違行為の有無
- (6) 日頃の勤務態度及び勤務成績
- (7) 非違行為後の対応
- (8) その他任命権者が必要と認める事項

個別の事案については、標準例に掲げる処分の種類以外とすることもあり得るが、標準例に掲げる処分の種類より重いものとするのが考えられるのは次のような場合である。

- (1) 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき。
- (2) 非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき。

- (3) 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき。
- (4) 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき。
- (5) 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき。

また、標準例に掲げる処分の種類より軽いものとするのが考えられるのは次のような場合である。

- (1) 職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき。
- (2) 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき。

第4 標準例

標準例は、代表的な事案についての標準的な処分量定を掲げたもので、別表のとおりとする。

なお、個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる量定以外とすることもあり、また標準例に掲げられていない非違行為については、この標準例を参考としつつ判断する。

第5 関係者の処分

任命権者は、非違行為をした職員の処分を行ったときは、次のいずれかに該当する職員についても処分を行う。

- (1) 違反した職員を教唆し、又はほう助したと認められる職員
- (2) 違反した職員と行動を共にした職員

第6 報告義務

所属長は、職員が第4に掲げる非違行為を行ったことが明らかであると判明した場合は、遅滞なくその旨を任命権者に報告しなければならない。

第7 公表

- (1) 懲戒処分については処分の量定にかかわらず、原則としてその内容を公表する。また、懲戒処分の事案に係る管理監督責任として懲戒処分等

(法外処分を含む)を行った場合、併せて公表する。

(2) 公表する内容

公表する内容は、原則として次のとおりとする。

- ① 処分年月日
- ② 被処分者の氏名（懲戒免職処分の場合に限る）
- ③ 被処分者の職種、職階、年齢、性別
- ④ 処分内容
- ⑤ 処分理由

(3) 公表の例外

被害者のプライバシーや利益を守る等の目的で、任命権者が真にやむを得ないと判断した場合はその一部又は全部について公表しない。

第8 不祥事の再発防止

任命権者は、職員の処分を行った場合は、速やかに事案の内容や処分の量定を職員に周知するなど職員の自覚を促すとともに、服務規律の徹底を図り、不祥事の再発防止に努める。

付 則

この指針は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この指針は、平成17年10月1日から施行する。

付 則

この指針は、平成18年10月5日から施行する。

付 則

この指針は、平成21年7月8日から施行する。

付 則

この指針は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この指針は、平成28年11月1日から施行する。

付 則

この指針は、令和2年7月1日から施行する。

付 則

この指針は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この指針は、令和5年11月1日から施行する。

別表（標準例）

| 非 違 行 為 の 種 類 等 | | 標 準 的 な 処 分 量 定 |
|------------------|---|--------------------|
| 1. 一般服務関係 | | |
| (1) 欠勤 | 正当な理由なく1日以内の間欠勤した職員 | 停職・減給・戒告 |
| | 正当な理由なく1日以上の間欠勤した職員 | 免職 |
| (2) 遅刻、早退 | 正当な理由なく勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員 | 停職・減給・戒告 |
| (3) 休暇等の虚偽申請 | 傷病のための療養休暇や特別休暇等について虚偽の申請をした職員 | 停職・減給・戒告 |
| (4) 勤務態度不良 | 勤務時間中に繰り返し職場を離脱して職務を怠った職員 | 免職・停職・減給 戒告 |
| (5) 職場内秩序びん乱 | 他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した職員 | 停職・減給 |
| | 他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱した職員 | 減給・戒告 |
| (6) 虚偽報告 | 事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員 | 減給・戒告 |
| (7) 違法な職員団体活動 | 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業怠業その他の争議行為をなし、又は本市の活動能率を低下させる怠業的行為をした職員 | 減給・戒告 |
| | 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そのかし、若しくはあおった職員 | 免職・停職 |
| (8) 秘密漏えい | ①職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員 | 免職・停職 |
| | ②自己の不正な利益を得る目的で、職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員 | 免職 |
| | ③具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員 | 停職・減給・戒告 |
| (9) 入札談合等に関与する行為 | 入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った職員 | 免職・停職 |
| (10) 個人情報保護義務違反 | その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した職員 | 停職・減給・戒告 |
| (11) 汚職 | 職権濫用、収賄等汚職の罪を犯した職員 | 免職 |
| (12) 営利企業等従事制限違反 | 任命権者の許可を得ず兼業を行った職員 | 停職・減給・戒告 |

別表（標準例）

| | | |
|--------------------|--|----------|
| (13) 公文書の不適正な取扱い | ①公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した職員 | 免職・停職 |
| | ②決裁文書を改ざんした職員 | 免職・停職 |
| | ③公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員 | 停職・減給・戒告 |
| (14) セクシュアル・ハラスメント | ①職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いてわいせつな行為をした職員 | 免職・停職 |
| | ②わいせつな言辭、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の言動を繰り返した職員 | 停職・減給 |
| | ③わいせつな言辭、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の言動を繰り返したことにより相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた職員 | 免職・停職 |
| | ④相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的な言動を行った職員 | 減給・戒告 |
| (15) パワー・ハラスメント | ①パワー・ハラスメント（ハラスメント防止に関する指針２－（２）に規定するパワー・ハラスメントをいう。以下同じ。）を行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた職員 | 停職・減給・戒告 |
| | ②パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた職員 | 免職・停職・減給 |
| | ③パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した職員 | 停職・減給 |
| 2. 公金等取扱関係 | | |
| (1) 横領 | 公金等を横領した職員 | 免職 |
| (2) 窃取 | 公金等を窃取した職員 | 免職 |
| (3) 詐取 | 人を欺いて公金等を交付させた職員 | 免職 |
| (4) 紛失 | 公金等を紛失した職員 | 戒告 |
| (5) 盗難 | 重大な過失により公金等の盗難に遭った職員 | 減給・戒告 |
| (6) 市有財産の損壊 | 故意に職場において市有財産を損壊した職員 | 停職・減給・戒告 |
| (7) 失火 | 過失により職場において市有財産の出火を引き起こした職員 | 減給・戒告 |
| (8) 諸給与の違法支払・不適正受給 | ①故意に法令又は条例に違反して諸給与を不正に支給した職員 | 停職・減給・戒告 |
| | ②故意に届出を怠り又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した職員 | 停職・減給・戒告 |

別表（標準例）

| | | |
|-------------------|--|----------|
| (9) 公金等処理不適正 | 自己保管中の公金の流用等公金等の不適正な処理をした職員 | 停職・減給・戒告 |
| (10) コンピュータの不適正使用 | 職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた職員 | 減給・戒告 |
| 3. 倫理関係 | | |
| (1) 金銭等の贈与 | 利害関係者から金銭又は物品の贈与を受けた職員 | 免職・停職 |
| (2) 金銭等の貸付 | 利害関係者から無利子又は著しく低い利率で金銭の貸付を受けた職員、若しくは無償で物品の貸付を受けた職員 | 停職・減給 |
| (3) 接待等 | 利害関係者から飲食、遊技、旅行等の接待を受けた職員 | 減給・戒告 |
| (4) その他の便宜供与 | 利害関係者から紹介、仲介、斡旋などの便宜供与を受けた職員 | 減給・戒告 |
| (5) 利害関係者以外との行為 | 利害関係者に該当しない業者等から接待又は財産上の利益供与を受けた職員 | 減給・戒告 |
| 4. 公務外非行関係 | | |
| (1) 放火 | 放火をした職員 | 免職 |
| (2) 殺人 | 人を殺した職員 | 免職 |
| (3) 傷害 | 人の身体を傷害した職員 | 免職・停職・減給 |
| (4) 暴行・けんか | 暴行を加え、又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかったとき | 停職・減給・戒告 |
| (5) 器物損壊 | 故意に他人の物を損壊した職員 | 停職・減給・戒告 |
| (6) 横領 | ①自己の占有する他人の物を横領した職員 | 免職・停職 |
| | ②遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した職員 | 減給・戒告 |
| (7) 窃盗・強盗 | 他人の財物を窃取した職員 | 免職・停職 |
| | 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した職員 | 免職 |
| (8) 詐欺・恐喝 | 人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員 | 免職・停職 |
| (9) 賭博 | ①賭博をした職員 | 減給・戒告 |
| | ②常習として賭博をした職員 | 免職・停職 |
| (10) 麻薬等の所持等 | 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした職員 | 免職 |

別表（標準例）

| | | |
|------------------|---|----------|
| (11) 酩酊による粗野な言動等 | 酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした職員 | 減給・戒告 |
| (12) わいせつ行為 | ①公然とわいせつな行為をした職員 | 停職・減給 |
| | ②暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした職員 | 免職・停職 |
| (13) 強姦 | 強姦をした職員 | 免職 |
| (14) 淫行 | 18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした職員 | 免職・停職 |
| (15) 痴漢行為 | 公共の場所又は乗物において痴漢行為をした職員 | 免職・停職・減給 |
| (16) 盗撮行為 | 公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした職員 | 免職・停職・減給 |
| 5. 交通事故・交通法規違反関係 | | |
| (1) 飲酒運転 | ①酒酔い運転をした職員 | 免職 |
| | ②酒気帯び運転をした職員 | 免職・停職 |
| | ③飲酒運転となることを知りながら他の者に酒類を提供し、若しくは飲酒を勧めた職員又は飲酒運転であることを知りながらこれに同乗し、若しくは同乗しない場合であっても飲酒運転であることを知りながらそれを容認した職員 | 免職・停職・減給 |
| (2) 交通事故 | ①重大な過失により人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員 | 免職・停職 |
| | ②人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員で、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をしたもの | 免職 |
| | ③重大な過失により人に傷害を負わせた職員 | 停職・減給 |
| | ④人に傷害を負わせた職員で、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をしたもの | 免職・停職・減給 |
| (3) 交通法規違反 | ①無免許運転、著しい速度違反等の悪質な交通法規違反をした職員 | 停職・減給・戒告 |
| | ②物の損壊に係る交通事故を起こして事故後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした職員 | 停職・減給・戒告 |
| 6. 職務遂行上の過失、怠慢 | | |
| (1) 職務遂行上の過失、怠慢 | ①職務遂行上の重大な過失、怠慢により人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員 | 免職・停職 |
| | ②職務遂行上の重大な過失、怠慢により、人の身体に傷害を負わせた職員 | 停職・減給 |
| | ③職務遂行上の重大な過失、怠慢により、市民、市に対し、多大な損害を与えた職員 | 減給・戒告 |

別表（標準例）

| 7. 管理監督者責任 | | |
|---------------|--|-------|
| (1) 指導監督不適正 | 部下職員が処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員 | 減給・戒告 |
| (2) 非行の隠ぺい、黙認 | 部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員 | 停職・減給 |